

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	木材供給高度化設備リース促進資金
法人名	全国木材協同組合連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	401百万円(401百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 木材関連業者等がリースにより機械設備を導入する場合、リース料の一部を助成する。

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成24年度までに新規受付を終了する。
次の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標 目標達成度の評価	○ 木材の供給・利用量の目標2,300万m ³ (平成27年) —
基金の保有割合 基金の保有割合の算出	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。 ----- (算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了となるまでに必要となる補助・補てん額 ＝401百万円÷403百万円 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額 :401百万円 事業が完了となるまでに必要となる補助・補てん額 :403百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。